更生会社等は、当該支援額と更生計画作成基準日である平成27年５月31日（以下「基準日」という。）時点での現預金残高を弁済原資とし、かかる弁済原資から、①金馬車の共益債権、更生担保権、優先的更生債権、一般更生債権（ただし、更生会社について更生手続を開始する旨の決定（以下「本件更生手続開始決定」という。）があった平成27年１月13日（以下「本件更生手続開始決定日」という。）以後の利息損害金を除く。）の各弁済、②更生会社と関東大鳥の共益債権、更生担保権、優先的更生債権の各弁済を実施した後の残額をもって、更生会社と関東大鳥の一般更生債権者に按分弁済を行う。

更生会社と関東大鳥の一般更生債権を按分弁済とし、金馬車の一般更生債権を全額弁済とするのは以下の理由による。すなわち、スポンサー選定手続において、アンダーツリーは更生会社等を一体のものとして企業価値を算出し、金馬車グループに対する支援を表明しており、各更生会社間の企業価値の差を具体的に認識した上で支援額を算出したものではない。もっとも、金馬車の一般更生債権については、その確定更生債権の総額が約１億8300万円と比較的少額であり、その多くが商取引債権又は敷金、保証金であること、最大債権者の債権額が約5200万円であるところ、会社更生法47条５項後段の少額債権弁済許可を裁判所から得て既に約6000万円以下の商取引債権の多くを弁済済みであることなどを考慮し、全額弁済とすることが公平に資すると思料され、他方で、このような事情のない更生会社と関東大鳥の一般更生債権については、前述した更生会社等の事業運営の一体性などから、両社の債権者も按分弁済に親和的な認識を有していること、金馬車と関東大鳥の売上等の経営指標における金額の割合をもとに、更生会社と関東大鳥の一般更生債権者に対する弁済率を算出した場合でも按分弁済をしたのとほぼ同様の結果となること等を考慮し、按分弁済とすることが公平に資するものと思料されたものである。

第２節　更生計画の骨子

第１　定義

１　本件一括弁済日

本件吸収合併効力発生日（第８章第１節第３に定義する。）の翌日以降、更生計画認可決定の確定日から３か月以内の日までの間で管財人が定める日をいう。

２　追加弁済日

追加弁済原資（第３章第３節第２、２⑵参照）が確定できた日から３か月以内の日で、裁判所の許可を得て管財人が定める日をいう。

第２　弁済方針

前述第１節の基本方針に基づく更生債権等の弁済方針は、以下のとおりである。

１　更生担保権

確定更生担保権額の全額を、本件一括弁済日に、一括弁済する。

２　優先的更生債権

公租公課については、本件更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日までの間に生ずる延滞金等免除後の債権額の全額を、本件一括弁済日に、一括納付する。

公租公課以外の優先的更生債権は、金馬車が重畳的債務引受を行っているものであり、アンダーツリー東京が金馬車の更生計画に基づいて全額の弁済を行う予定であることから、更生会社からは弁済を行わない。

３　一般更生債権

確定更生債権から開始後利息損害金等の免除を受けた弁済対象更生債権については、その25パーセントを、本件一括弁済日に、弁済する。

その後、追加弁済原資がある場合には、上記弁済対象更生債権に更生債権の追加弁済の際に定まる弁済率を乗じた金額を、弁済する。

なお、例外については、第３章第３節第２、３乃至５を参照されたい。

第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法

第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

第１款　不動産に係る更生担保権

第１　確定更生担保権の表示

不動産に係る確定した更生担保権は以下のとおりである。

確定更生担保権額　合計1,283,607,600円（別表６「更生担保権弁済計画表（不動産）」）（債権者数　合計８名）

第２　権利の変更及び弁済方法

別表12「担保権の目的物一覧表（不動産）」記載の不動産（以下「本件不動産」という。）を目的とする担保権に係る更生担保権については、本件一括弁済日に、別表６「更生担保権弁済計画表（不動産）」の「弁済額」欄記載の金額を支払う。

第２款　所有権留保（割賦販売）に係る更生担保権

第１　確定更生担保権の表示

所有権留保（割賦販売）に係る確定した更生担保権は以下のとおりである。

確定更生担保権額　合計14,650,547円（別表７「更生担保権弁済計画表（割賦）」）（債権者数　合計４名）

第２　権利の変更及び弁済方法

別表13「担保権の目的物一覧表（割賦）」記載の物件（以下「本件割賦物件」という。）を目的とする担保権に係る更生担保権については、本件一括弁済日に、別表７「更生担保権弁済計画表（割賦）」記載の「弁済額」欄記載の金額を支払う。

第３款　預金質権に係る更生担保権

第１　確定更生担保権の表示

預金質権に係る確定した更生担保権は以下のとおりである。

確定更生担保権額　合計8,700,000円（別表８「更生担保権弁済計画表（預金）」）（債権者数　合計１名）

第２　権利の変更及び弁済方法

別表14「担保権の目的物一覧表（預金）」記載の預金（以下「本件預金」という。）を目的とする担保権に係る更生担保権（日立市幸町二丁目97番地１所在の家屋番号97番１の不動産に係る担保権が本件預金に対する質権に変換されたもの）については、本件一括弁済日に、別表８「更生担保権弁済計画表（預金）」記載の「弁済額」欄記載の金額を支払う。なお、管財人は、後述第５章第１節第１、４による当該預金質権の消滅に基づき、当該預金をもって更生担保権の弁済に充てることができる。

なお、本件預金の利息金については、本件一括弁済日に管財人が支払いを受ける。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法

第１　優先的更生債権の表示

優先的更生債権の債権額は、以下のとおりである。

１　届出のある租税等の請求権

届出債権額　169,299,926円及び額未定（別表９「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」）（債権者数　合計18名）

（内訳）本税・督促手数料

99,764,663円

更生手続開始決定日の前日までの延滞税、利子税又は延滞金（以下「延滞税等」という。）

69,535,263円

更生手続開始決定日以後の延滞税等

額未定

２　その他の優先的更生債権

届出債権額　26,079,388円（別表10「優先的更生債権弁済計画表（その他優先的更生債権）」）（債権者数　合計40名）